

仕様書

1 件名

地域担当職員用パソコン等一式に係る賃貸借

2 業務目的

職員が利用する事務用パソコンとして、ノートパソコン等一式を賃貸借するもの

3 賃貸借物件 別紙1「導入機器等明細書」のとおり

4 契約期間と賃貸借期間

(1) 契約期間 契約締結日から令和12年9月30日まで

(2) 引渡期日 令和7年9月30日まで

(3) 賃貸借期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

※岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約である。ただし、翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、この契約を解除することができる。

5 設置場所

岡山市内各公民館（別紙2「設置場所一覧」のとおり）

ただし、所属の新設や人事異動等により変更することがあり得る。

6 搬入及び撤去作業

(1) 搬入場所

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎2階

岡山市市民協働企画総務課

(2) 費用負担

搬入及び賃貸借期間満了後の設置場所からの撤去に要する費用は、受託者の負担とする。

(3) 撤去作業

賃貸借期間満了後は、直ちに配置した物件をすべて撤去し、受託者は岡山市庁舎内の指定された場所で当該物件のハードディスクドライブ（以下「HDD」という。）、ソリッドステートドライブ（以下「SSD」という。）に記録されたデータについて、下記のいずれかの方法による廃棄を行うこと。また、作業後はデータ消去又は電磁的記録媒体の破砕を証明する書類を30日以内に作成して甲に提出し、岡山市の確認を受けること。

ア) 物理的な方法による破壊

イ) 磁気的な方法による破壊 ※1

ウ) OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた両機のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去 ※3

エ) ブロック消去 ※2

オ) 暗号化消去

※1・・・HDD のみ対応。

※2・・・SSD のみ対応。

※3・・・HDD と SSD では対応するデータ消去ソフトウェアが異なるため注意。

なお、岡山市において OS 等からアクセス可能な領域をデータ消去又はデータ消去ソフトウェアにより上書き消去する申し出があった場合のみ、受託者は受託者側の倉庫等で上記作業を行うことが可能。

7 その他の留意事項

- (1) 賃貸借物件は、本契約に係る入札の執行時点において別紙 1 と同等以上のもので、かつ、未使用のものであること。したがって、中古又は中古部品を使用したものは一切認めない。なお、落札決定後、契約締結までに「賃貸借物件一覧表」（様式は任意）を提出すること。
- (2) 受託者が賃貸借物件を賃貸する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器等と異なる機器等とならざるを得ない場合は、岡山市と事前協議を行うこと。
- (3) パソコンは、製造メーカー、型式、品番等が統一されていること。ただし、マウスはパソコンと製造メーカーが同一でなくても可とするが、型式、品番は統一されていること。
- (4) 賃貸借物件の操作説明書は、日本語で記載されていること。
- (5) 賃貸借物件に付属品が必要な場合は、受託者が用意し賃貸すること。
- (6) パソコン初期設定・ネットワーク設定は岡山市が行う。受託者は工場出荷時状態で納入のこと。

8 保証

- (1) 賃貸借物件のメーカー保証期間中において故障が発生したとき、受託者は速やかに故障の状況に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。
- (2) リコール等、機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。
- (3) 上記(1)及び(2)の作業で代替機器との取り替えもしくは HDD、SSD の交換を行う場合は、「6 搬入及び撤去作業(3)撤去作業」と同様とする。

9 保守業務

本賃貸借契約には、次のとおり物件の保守業務を含むものとする。なお、受託者は物件の引き渡し後、賃貸借期間中にこの契約を支障なく行うために必要な当該機器の保守部品等を確保すること。

(1) 保守の日時

岡山市の開庁日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(2) 障害時の対応

ア) 物件に故障、機能停止等の異常が発生した場合は、岡山市からの指示に基づき、速やかに担当者を作業場所に派遣し復旧すること。

イ) 作業場所は原則として岡山市市民協働企画総務課とし、障害が発生した物件の設置場所から作業場所までの移設は、作業開始までに岡山市が行うものとする。

(3) 保守期間

本契約における保守期間は、令和12年9月30日までとする。

(4) 保守体制図の提出

障害発生時の連絡先、保守体制を明記した保守体制図を賃貸借期間開始までに岡山市へ提出すること。

(5) 作業結果報告書

上記(2)の作業終了後は、速やかに書面による作業結果報告書を作成し、その都度提出すること。

(6) 部品等の梱包並びに運搬費用

障害対応、保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用は受託者負担すること。

(7) 廃棄物

受託者は、保守業務で生ずる梱包材等の廃棄物を、受託者の責任により処分すること。

(8) その他

ア) 受託者は、賃貸借物件に関し、迅速な保守・点検・修理等の体制を整備すること。

イ) 物件の障害対応について、受託者があらかじめ用意した予備機と交換することにより対応することは、原則認めないものとする。

ウ) 受託者の障害対応要員の派遣費用及び修理に必要な部品費用等についても物件賃料に含めるものとし、本仕様書に記載する保守業務内容に関しては、岡山市に対して別途費用を請求することはできないものとする。

10 動産総合保険

物件には、受託者の負担において動産総合保険を付すること。

不測かつ突発的な事故（火災，水災，落雷，風，雪，雹，破裂・爆発，台風等洪水・高潮等，水漏れ，物体の衝突，輸送中の事故，盗難，茶こぼし，水損などの取扱不注意）等により機器が正常に稼働しなくなった場合の対応については，動産総合保険を適用すること。なお，動産総合保険で対応する修理経費及び動産総合保険で超過した修理費用のいずれも，岡山市に対して別途費用を請求することはできないものとする。

11 個人情報保護等

受託者は，本契約に基づく情報を保護するため，岡山市と個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければならない。

12 情報セキュリティ等

この契約による事務の処理の委託を受けたものは，この契約による業務を行うにあたり，別紙3「情報セキュリティ等に関する特記仕様書」に従うこと。

13 その他

本仕様書に記載がなくても，賃貸借物件の搬入及び回収・撤去に一般的に必要な作業，消耗品等については，賃貸人の負担において提供すること。

14 賃借料の支払い

本契約の賃借料は3カ月払いとし，契約金額を60で除して得た額（1円未満の端数が生じるときは，最初の支払月に支払う）を月額賃借料とし，賃貸借期間において支払うものとする。

15 別途協議

仕様書に定めのない事項については，岡山市と受託者が協議して別に定める。